

次期障害福祉計画等に係る国の基本指針の主な内容

(1) 成果目標（基本指針第二：官報P10～P16） ⇒調査票 1

※全て令和8年度末時点での目標。

ア 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ① 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行
- ② 令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減

イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ① 精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ② 1年以上長期入院患者数の削減（65歳以上／65歳未満で分けて設定。削減数は基本指針別表第四に示された数式により算出。）
- ③ 早期退院率（入院後3ヶ月時点：68.9%以上、入院後6ヶ月時点：84.5%以上、入院後1年時点：91.0%以上）

※②③について、市町村は、都道府県の成果目標を踏まえ、活動指標を設定。

ウ 地域生活支援の充実

- ① 各市町村における地域生活支援拠点等の整備（複数市町村による共同整備を含む。）
- ② 地域生活支援の充実に向けた年1回以上の運用状況の検証及び検討
- ③ 強度行動障害者の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備（各市町村又は圏域）

エ 福祉施設から一般就労への移行等

- ① 令和3年度実績の1.28倍以上、福祉施設利用者を一般就労へ移行
- ② 令和3年度実績の1.31倍以上、就労移行支援事業利用者を一般就労へ移行
- ③ 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用者に占める一般就労へ移行したものの割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする
- ④ 令和3年度実績の1.29倍以上、就労継続支援A型事業利用者を一般就労へ移行
- ⑤ 令和3年度実績の1.28倍以上、就労継続支援B型事業利用者を一般就労へ移行
- ⑥ 令和3年度実績の1.41倍以上、就労定着支援事業の利用者数の増加
- ⑦ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする

オ 障害児支援の提供体制の整備等

- ① 児童発達支援センターの設置（市町村ごとに設置。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置で差し支えない。未設置の市町村においては、児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備する。）
- ② 保育所等訪問支援等を活用しながら障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョ

ン)を推進する体制の構築(全ての市町村)

- ③ 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築
- ④ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保(各市町村に一箇所以上確保。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保で差し支えない。)
- ⑤ 医療的ケア児支援センターの設置及び医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置(各都道府県)
- ⑥ 医療的ケア児支援のための協議の場の設置(各都道府県、各市町村での設置(市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置で差し支えない。))
- ⑦ 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置(各都道府県及び各指定都市)

カ 相談支援体制の充実・強化等

- ① 基幹相談支援センターの設置(各市町村(複数市町村による共同設置を含む。))
- ② 基幹相談支援センターにおける地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保
- ③ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善及び必要な協議会の体制の確保

キ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ① 障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行う。
- ② 障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証。
- ③ 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
- ④ 障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発による計画的な人材養成の推進
- ⑤ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
- ⑥ 指導監査結果の関係市町村との共有

(2) **活動指標** (基本指針別表第一：官報P23～P28) ⇒ **調査票2**

ア 福祉施設から一般就労への移行等※都道府県のみ設定

イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

ウ 生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、療養介護、短期入所(福祉型)、短期入所(医療型)

エ 自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援、地域生活支援拠点等

- オ 相談支援
- カ 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等
- キ 発達障害者等に対する支援
- ク 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ケ 相談支援体制の充実・強化のための取組
- コ 福祉サービスの質を向上させるための取組

(3) 市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 ⇒調査票3

- ア 実施する事業の内容
- イ 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み
- ウ 各事業の見込量の確保のための方策
- エ その他実施に必要な事項

【調査票 1】

成果目標値の設定

＜第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画に係る成果目標値等見込み量調査＞

市町村名：

【留意事項】

○色塗りのセルにのみ、記入をお願いします。計算式が入力されているセルに直接入力を行わないこと。

○1のイ及びウについては、見込み量の根拠(考え方)の記載をお願いします。

○行の幅は変動して構いませんが、セルの追加、削除は行わないでください(集計に影響がでます)

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

ア 成果目標値の設定

事 項	数 値		備 考
現入所者数(A)		人	令和4年度末(R5.3.31現在)の入所者数
目標年度入所者数(B)		人	令和8年度末の見込み
削減見込み目標値(C)		人 #DIV/0!	$C=A-B=E-D$ (国指針：目標5%以上削減)
新規入所者数(D)		人	令和6年～令和8年度末までの新規入所者の見込
退所者数(E)		人	令和6年～令和8年度末までの退所者の見込
地域移行目標数(F)		人 #DIV/0!	(E)のうち、地域移行目標者(国指針：目標6%以上移行)

イ 削減見込み数及び地域移行者数設定の根拠(考え方)

ウ 施設入所者の地域生活への移行に係る方策

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

事 項	設置方法		設置時期			設置方法			具体的設置方法
	単独設置	共同設置	令和6年	令和7年	令和8年	1新規設置	2既存組織活用	3その他	
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置									

事 項	回数又は人数			備 考
	令和6年	令和7年	令和8年	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数				年間の開催回数の見込み
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数				保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと(医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別)の参観者人数の見込み
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数				年間の開催回数の見込み

3 地域生活支援の充実

事項	整備区域			設置時期			整備手法				
	単独設置	圏域設置	圏域の範囲	令和6年	令和7年	令和8年	①多機能拠点整備型	②面的整備型	③多機能拠点+面的整備	④その他	⑤未定
地域生活支援拠点の整備											

※1 整備区域 「単独整備」 当該市町村内で拠点に必要な機能を確保すること。

「圏域整備」 当該市町村外の社会資源等も活用しながら拠点に必要な機能を確保すること。

※2 整備手法

「多機能拠点整備型」 地域生活支援拠点に求められる5つの機能を集約し、共同生活会館所や障害者支援施設等に付加した拠点の整備手法

「面的整備型」 地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備手法

事項	回数又は人数			備考
	令和6年	令和7年	令和8年	
コーディネーターの配置人数				人数の見込み
地域生活支援拠点の機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討(年間回数)				国指針:各市町村において地域生活支援拠点等を整備、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証・検討を行うこと

事項	整備区域			設置時期			備考
	単独設置	圏域設置	圏域の範囲	令和6年	令和7年	令和8年	
強度行動障害者への支援体制の整備							国指針:強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること

※1 整備区域 「単独整備」 当該市町村内で拠点に必要な機能を確保すること。

「圏域整備」 当該市町村外の社会資源等も活用しながら拠点に必要な機能を確保すること。

4 福祉施設から一般就労への移行等

ア 福祉施設から一般就労への移行者数

事 項	数 値	備 考
令和3年度の年間一般就労移行者数	人	令和元年度において就労移行支援事業所等を通じて、一般就労した者の数
目標年度(令和8年度)における年間一般就労移行者数	人 #DIV/0!	令和8年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (国指針：令和3年度実績の1.28倍以上)

イ 令和8年度末における就労移行支援事業の移行者数

事 項	数 値	備 考
令和3年度末の就労移行支援事業所の移行者数	人	令和3年度末の就労移行支援事業所の移行者数
目標年度(令和8年度末)における一般就労への移行者数	人 #DIV/0!	令和8年度末の一般就労への移行実績 (国指針：令和3年度末の1.31倍以上(31%以上)の増加)

ウ 就労移行支援事業利用者の一般就労移行率

事 項	数 値	備 考
令和8年度末の管内就労移行支援事業所数(見込み)	か所	令和8年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数 ・増加の見込みがある場合、令和3年度末の事業所数に加えて記載すること。 ・増加するか見込めない場合は、令和3年度末の事業所数を暫定的に記載すること。
令和8年度末における一般就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所の数	か所	国指針：就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

エ 令和8年度末における就労継続支援A型事業の移行者数

事 項	数 値	備 考
令和3年度末の就労継続支援A型事業所の移行者数	人	令和3年度末の就労継続支援A型事業所の移行者数
目標年度(令和8年度末)における一般就労への移行者数	人 #DIV/0!	令和8年度末の一般就労への移行実績 (国指針：令和3年度末の1.29倍以上(29%以上)の増加)

オ 令和8年度末における就労継続支援B型事業の移行者数

事 項	数 値	備 考
令和3年度末の就労継続支援B型事業所の移行者数	人	令和3年度末の就労継続支援B型事業所の移行者数
目標年度(令和8年度末)における一般就労への移行者数	人 #DIV/0!	令和8年度末の一般就労への移行実績 (国指針: 令和3年度末の1.28倍以上(28%以上)の増加)

カ 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

事 項	数 値	備 考
令和3年度における就労定着支援事業の利用者数	人	令和3年度における就労定着支援事業の利用者数
令和8年度における就労定着支援事業の利用者数	人	国指針: 就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度実績の1.41倍以上(41%以上)とすることを基本とする。
令和8年度末の管内就労定着支援事業所数(見込み)	か所 過去六年間に	令和8年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数 ・増加の見込みがある場合、令和3年度末の事業所数に加えて記載すること。 ・増加するか見込めない場合は、令和3年度末の事業所数を暫定的に記載すること。
令和8年度末における就労定着率が7割以上の就労支援事業所の数	か所	国指針: 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上

※就労定着率＝過去六年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に四十二月以上七十八月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合。
 ※毎年度の検証の際には、管内事業所数及び就労定着率について、県から提供する資料を通して確認し、達成状況を把握すること。また、協議会等への報告に活用すること。

キ 就労移行率及び職場定着率の充実に係る方策

--

5 障害児支援の提供体制の整備等

ア 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

事 項	設置方法		設置時期			備 考
	単独設置	圏域設置	令和6年	令和7年	令和8年	
児童発達支援センターの設置						<p>設置方法、設置時期についてあてはまるものに○をつけて下さい。</p> <p>国指針：令和8年度末までに、各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。</p> <p>地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。</p>

■上記アの具体的な方法（市町村による設置又は事業者による設置、事業者による設置の場合は設置を促す方法等）

イ 保育所等訪問支援等を活用した障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築

事 項	構築方法	構築時期			備 考
		令和6年	令和7年	令和8年	
障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	下記にご記入ください。				<p>構築方法、構築時期についてあてはまるものに○をつけて下さい。</p> <p>国指針：各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。</p>

■上記イの具体的な構築方法（保育所等訪問支援の実施者、実施者の確保方法等(上記ア、イと関連)）

ウ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

事 項	確保方法		確保時期			備 考
	単独確保	圏域確保	令和6年	令和7年	令和8年	
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保						確保方法、確保時期についてあてはまるものに○をつけて下さい。 国指針: 令和8年度末までに 、各市町村に少なくとも一カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

■上記ウの具体的な確保方法

エ 医療的ケア児支援センター(都道府県ごと)の設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置

※国指針においては、令和8年度末までに確保することとされている

事 項	設置方法		設置時期 ※			備 考
	単独設置	圏域設置	令和6年	令和7年	令和8年	
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置						設置方法、設置時期についてあてはまるものに○をつけて下さい。 国指針: 各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

■上記エ「設置方法」の詳細 (「新たに協議会等を設置」、2「既存の組織に『協議の場』の機能を付与」、3「その他」から選択し、具体的内容を記入して下さい。)

事 項	設置方法			具体的内容
	1新規設置	2既存組織活用	3その他	
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置				

事 項	設置人数	配置時期及び人数			備 考
		令和6年	令和7年	令和8年	
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置					

6 相談支援体制の充実・強化等

※国指針においては、令和8年度末までに確保することとされている

事 項	設置方法		実施時期			備 考
	単独設置	圏域設置	令和6年	令和7年	令和8年	
ア 基幹相談支援センターの設置						設置方法、設置時期についてあてはまるものに○をつけて下さい。 国指針: 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置を含む。)するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。 なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。 また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。
イ 地域の相談支援体制の強化 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数						
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数						
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数						
個別事例の支援内容の検証の実施回数						
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数						
ウ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)						
参加事業者・機関数						
協議会の専門部会の設置数						
協議会の専門部会の実施回数(頻度)						

■相談支援体制の充実・強化に向けた具体的な方法

7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

ア 質の向上に向けた研修への参加人数の見込み

事 項	参加時期及び人数			備 考
	令和6年	令和7年	令和8年	
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数				国指針:都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。

イ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

事 項	構築方法	構築時期			備 考
		令和6年	令和7年	令和8年	
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築	下記にご記入ください。				構築方法、構築時期についてあてはまるものに○をつけて下さい。 国指針:障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

■上記イの具体的な構築方法

--

事 項	回数			備 考
	令和6年	令和7年	令和8年	
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有実施回数(年間回数)				国指針:自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要

【調査票2】

活動指標等設定（各障害福祉サービス利用量等の見込み（一月あたり））

＜第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る活動指標等（サービス等見込み量等）調査＞

市町村名：

※令和2年度～令和4年度の実績については、各年度の3月サービス提供月の実績を記入すること。

福祉計画		第5期計画		第6期計画			第7期計画			サービス見込み量の算出根拠
サービス種別 【単位】	活動指標	R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R2～R4 (平均値)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)	
居宅介護（乗降介助除く）	利用者数				0.0					
	【時間分】 利用量				0.0					
重度訪問介護	利用者数				0.0					
	【時間分】 利用量				0.0					
行動援護	利用者数				0.0					
	【時間分】 利用量				0.0					
同行援護	利用者数				0.0					
	【時間分】 利用量				0.0					
重度障害者等包括支援	利用者数				0.0					
	【時間分】 利用量				0.0					
生活介護	利用者数				0.0					
	【人日分】 利用量				0.0					
自立訓練（機能訓練）	利用者数				0.0					
	【人日分】 利用量				0.0					
自立訓練（生活訓練）	利用者数				0.0					
	【人日分】 利用量				0.0					
※ うち精神障害者の利用者数	利用者数				0.0					
就労選択支援	利用者数				0.0					
	【人日分】 利用量				0.0					
就労移行支援	利用者数				0.0					
	【人日分】 利用量				0.0					

福祉計画		第5期計画	第6期計画				第7期計画			サービス見込み量の算出根拠
サービス種別 【単位】	活動指標	R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R2~R4 (平均値)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)	
就労継続支援A型	利用者数				0.0					
	【人日分】	利用量			0.0					
就労継続支援B型	利用者数				0.0					
	【人日分】	利用量			0.0					
就労定着支援	利用者数				0.0					
短期入所（福祉型）	利用者数				0.0					
	【人日分】	利用量			0.0					
短期入所（医療型）	利用者数				0.0					
	【人日分】	利用量			0.0					
療養介護【人分】	利用者数				0.0					
自立生活援助	利用者数				0.0					
※ うち精神障害者の利用者数	利用者数				0.0					
共同生活援助（GH）【人分】	利用者数				0.0					
※ うち精神障害者の利用者数	利用者数				0.0					
施設入所支援【人分】	利用者数				0.0					
計画相談支援【人分】	利用者数				0.0					
地域移行支援【人分】	利用者数				0.0					
※ うち精神障害者の利用者数	利用者数				0.0					
地域定着支援【人分】	利用者数				0.0					
※ うち精神障害者の利用者数	利用者数				0.0					
児童発達支援	利用者数				0.0					
	【人日分】	利用量			0.0					
医療型児童発達支援	利用者数				0.0					
	【人日分】	利用量			0.0					

福祉計画		第5期計画	第6期計画				第7期計画			サービス見込み量の算出根拠
サービス種別 【単位】	活動指標	R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R2～R4 (平均値)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)	
放課後等デイサービス	利用者数				0.0					
	【人日分】	利用量			0.0					
保育所等訪問支援	利用者数				0.0					
	【人日分】	利用量			0.0					
居宅訪問型児童発達支援	利用者数				0.0					
	利用量				0.0					
障害児相談支援【人分】	利用者数				0.0					

① 介護・訓練支援用具	実利用見込み者数				0.0					
② 自立生活支援用具	実利用見込み者数				0.0					
③ 在宅療養等支援用具	実利用見込み者数				0.0					
④ 情報・意思疎通支援用具	実利用見込み者数				0.0					
⑤ 排泄管理支援用具	実利用見込み者数				0.0					
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	実利用見込み者数				0.0					
(8) 手話奉仕員養成研修事業 ※ 実養成講習修了見込み者数（登録見込み者数）を記載	実利用見込み者数				0.0					
(9) 移動支援事業 ※ 「実利用見込み者数」欄に、実利用見込み者数、延べ利用見込み時間数の順に記載。	実利用見込み者数				0.0					
(10) 地域活動支援センター機能強化事業 ※ 他市町村に所在する地域活動支援センターを利用する者がいる場合は、上段に自市町村分、下段に他市町村分を記載。	実施見込み箇所数（自）				0.0					
	実利用見込み者数（自）				0.0					
	実施見込み箇所数（他）				0.0					
	実利用見込み者数（他）				0.0					
(11) 発達障害者支援センター運営事業 ※ 指定都市に限る。	実施見込み箇所数				0.0					
	実利用見込み者数				0.0					
(12) 障害児等療育支援事業 ※ 指定都市・中核市に限る。	実施見込み箇所数				0.0					
(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 ※ 指定都市・中核市に限る。										
① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 ※ 実養成講習修了見込み者数（登録見込み者数）を記載	実利用見込み者数				0.0					
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 ※ 実養成講習修了見込み者数（登録見込み者数）を記載	実利用見込み者数				0.0					
③ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業 ※ 実養成講習修了見込み者数（登録見込み者数）を記載	実利用見込み者数				0.0					
(14) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 ※ 指定都市・中核市に限る。										
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※ 実利用見込み件数	実利用見込み者数				0.0					
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 ※ 実利用見込み件数	実利用見込み者数				0.0					
③ 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業 ※ 実利用見込み件数	実利用見込み者数				0.0					

(15) 広域的な支援事業 ※①アは指定都市、保健所設置市町村及び特別区に限る ※①イウ及び②は指定都市に限る										
① 精神障害者地域生活支援広域調整等事業					0.0					
ア 地域生活支援広域調整会議等事業 ※ 協議会の開催見込み数を記載	開催見込み数				0.0					
イ 地域移行・地域生活支援事業 ※ ピアサポート従事者見込み数を記載	従事者見込み者数				0.0					
ウ 災害派遣精神医療チーム体制整備事業 ※ 運営委員会の開催見込み数を記載	開催見込み数				0.0					
② 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業 ※協議会の開催見込み数を記載	開催見込み数				0.0					
※ 法第77条第2項により都道府県が代わって実施する事業がある場合にはその事業を記載。	実施見込み箇所数				0.0					
	実利用見込み者数				0.0					
(上記の他実施する事業)										
					0.0					
					0.0					
					0.0					
					0.0					
					0.0					
					0.0					
					0.0					
					0.0					

※ 記入欄が不足する場合には適宜追加すること。

(注) 「実施に関する考え方」については、別途、記載する方法もあること。

2. 地域生活支援促進事業（市町村事業）

事業名		第5期計画	第6期計画				第7期計画			実施に関する考え方
		R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R2~R4 (平均値)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)	
(1) 発達障害児者支援地域生活支援モデル事業										
① 企画・推進委員会の設置 ※ 委員会設置見込み数を記載	委員会設置見込み数				0.0					
② 発達障害児者支援モデル事業マネージャー ※ マネージャー配置見込み者数を記載	配置見込み者数				0.0					
(2) 障害者虐待防止対策支援事業										
① 市町村障害者虐待防止センターの体制整備	実施見込み箇所数				0.0					
	実利用見込み者数				0.0					
② 地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関、当事者団体、民間団体、住民等との連携協力体制の整備	実施見込み箇所数				0.0					
	実利用見込み者数				0.0					
③ 市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者等に対する研修 ※ 研修開催見込み数を記載	研修開催見込み数				0.0					
④ 障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業	実施見込み箇所数				0.0					
(3) 成年後見制度普及啓発事業	実施見込み箇所数				0.0					
(4) 医療的ケア児等総合支援事業										
① 医療的ケア児等の協議の場の設置 ※ 協議の場の設置見込み数を記載	協議の場設置見込み数				0.0					
② 医療的ケア児等支援者養成研修の実施 ※ 研修開催見込み数を記載	研修開催見込み数				0.0					
③ 医療的ケア児等コーディネーターの配置 ※ コーディネーター配置見込み者数を記載	配置見込み者数				0.0					
④ 医療的ケア児等とその家族への支援	実利用見込み者数				0.0					

2. 地域生活支援促進事業（市町村事業）

事業名		第5期計画	第6期計画				第7期計画			実施に関する考え方
		R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R2~R4 (平均値)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)	
①	精神保健医療福祉体制の整備に係る事業									
	ア 保健・医療・福祉関係者等による協議の場の設置【必須】 ※ 協議会の開催見込み数を記載	協議の場設置 見込み数			0.0					
	イ 構築推進サポーターの活用	実施見込み数			0.0					
	ウ 地域包括ケアシステムの構築状況の評価	開催見込み数			0.0					
②	普及啓発に係る事業	実施見込み数			0.0					
③	住まいの確保や居住支援に係る事業	実施見込み数			0.0					
④	当事者・家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業	実施見込み数			0.0					
⑤	障害者等の地域生活支援に係る事業	実施見込み数			0.0					
⑥	地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業	実施見込み数			0.0					
(13)	障害者ICTサポート総合推進事業 ※指定都市及び中核市に限る	実施見込み数			0.0					
(14)	意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業 ※指定都市及び中核市に限る	実施見込み数			0.0					
(15)	地域における読書バリアフリー体制強化事業 ※指定都市及び中核市に限る	実施見込み数			0.0					
(16)	入院者訪問支援事業 ※政令指定都市、特別区、保健所設置市に限る	実施見込み数			0.0					
(上記の他実施する事業)										
					0.0					
					0.0					

※ 記入欄が不足する場合には適宜追加すること。

(注) 「実施に関する考え方」については、別途、記載する方法もあること。

【調査票4】

＜第3期障害児福祉計画に係る見込み量等調査＞

市町村名：

【留意事項】

- 色塗りのセルにのみ、記入をお願いします。計算式が入力されているセルに直接入力を行わないこと。
- 行の幅は変動して構いませんが、セルの追加、削除は行わないでください(集計に影響が出ます)

障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

事項	令和4年度末 の実績 (人)	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量(人)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 保育所				
2 認定こども園				
3 放課後児童健全育成事業				
4 幼稚園				
5				
6				

※5～6欄については、市町村が行う1～4以外の子ども・子育て支援で、障害児の利用ニーズがあり、障害児受入れの体制整備を行う必要があるものについて記入する。

医療的ケア児の人数(令和5年4月1日現在でご記入ください。)

0歳以上～3歳未満	3歳以上～6歳未満	6歳以上～18歳未満	合計

※調査票4に統合

※医療的ケア児・・・人工呼吸器等を使用したんの吸引などの
医療的ケアが必要な障害児
(平成29年3月8日付全国障害保健福祉関係主管課長会議資料より)